

改葬許可について

1 改葬について

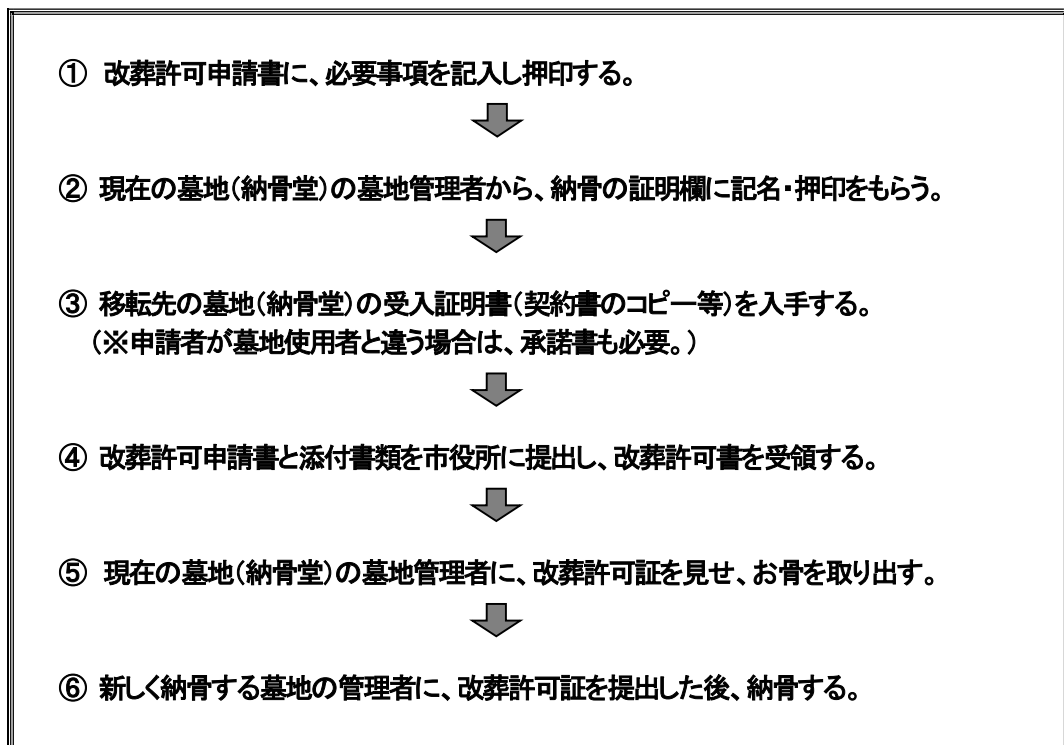
一度埋葬された死体や、埋蔵されている焼骨を他の墳墓に移すことを改葬といい、その手続は「墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」と記載。）に定められています。

墓地埋葬法は、国民の宗教的感情の尊重と公衆衛生の確保の見地から定められたものであるため、改葬についても許可制とされており、許可された墓地以外への埋葬もしくは埋蔵を禁止しています。

※注 「埋葬」とは、死体を土中に入れること。通称「土葬」。(99%以上が火葬。)

2 改葬許可申請の手続き

現在、お骨の入っている墓地（納骨堂）の市町村長に対し許可申請を行うこととされていますので、佐伯市内に存在するお墓に関する改葬許可申請は、佐伯市で受け付けます。【佐伯市内での移転も対象。】



3 改葬許可申請時の留意事項

- (1) 死亡者の本籍、氏名等欄の記載について [不明時は戸籍謄本等で確認してください。]
- (2) 申請者欄の記載について [墓地使用者であれば、「本人」となります。] ◆本人以外の場合は、必ず承諾書を添付してください。
- (3) 埋葬（埋蔵・収蔵）事実証明欄の確認 [現在の墓地(納骨堂)の管理者等から、事実証明を受けてください。]
※例 ①個人墓地の場合 ⇒ 個人（土地所有者等）が証明する。（現在の墓地の写真を添付。）
②地縁墓地の場合 ⇒ 区長が証明する。
③不明な場合 ⇒ 寺院の過去帳で死亡者が判明できれば、寺院の証明でも可。
立会・現地確認が出来れば、市長名でも証明可。
- (4) 移転先の受け入れ証明書の確認 [移転先の受入について確認できる書類（受入証明書等）を、必ず添付してください。]
※例 ①墓地永代使用契約書の写し、②墓所使用許可証の写し